書評

松下 憲一 著
『北魏胡族体制論』

永田 拓治

Ⅰ

本書は，著者の博士論文である「北魏の国家構造」を骨子としている。本書の構成は以下のとおりである。

序
第一章　「部族解散」研究史
第二章　領民酋長制と「部族解散」
第三章　北魏石刻史料に見える内朝官
第四章　北魏の洛陽遷都
第五章　北魏の国号「大代」と「大魏」
第六章　北朝正史における「代人」
結語

その内容は，「部族解散」「領民酋長制」「内朝官」といった遊牧的伝統が色濃く反映された制度の分析から北魏の支配構造の実態解明を試みた前半部と，北魏の鮮卑拓跋部を中核とする支配者集団とその統合原理を「代人集団」「代人意識」という視点から考察した後半部からなる。

本書は，古く胡漢の二元論で進められてきた北魏支配構造研究に対して，谷川道雄氏が「社会の成立原理に着目し」，「制度の実態，運用に目を向ける」[1]ことの重要性を指摘して以降，行われてきた北魏諸制度の実態に対する研究を継承し発展させたものと位置づけることができる。加えて，近年，魏晋・南朝・北朝というように研究対象とする時代の細分化，研究者間の共通の問題意識の希薄化が進んでいる魏晋南北朝史研究において，本書は，北魏から隋唐へという時間軸のなかで北魏の国家構造の実態を解明しようとすると同時に，序文で「貴族制の時代と言われる魏晋南北朝時代において，北族は貴族制をどのように自己の社会のなかに取り入れていったのかを，北族の側から論じる」と述べるように，魏晋南北朝隋唐時代を考えるうえで重要な鍵となる「貴族制」を北朝側からいかに理解するかという視点をもあわせもっている。

以下，各章ごとに簡単な紹介を加えたい。

Ⅱ

第一章では，「部族解散」の研究史について詳細な整理を行い問題点を抽出し，第二章で，領民酋長制との関連から「部族解散」について考察を加えている。

「部族解散」に関する史料は，『魏書』巻113，官氏志・巻83上，賀訥伝・巻103，高車伝に限られる。ただ，この三史料には相矛盾する叙述がみられることから定説を成すにはいたっておらず，各部族長の部民統治権の剥奪を行い，部民を等しく皇帝直属の民へと編成した，と道武帝以降，顕著となる漢化への契機と位置づける説と，「部族解散」以降も史料に散見する遊牧生活の存在から，「部族解散」を部族制の解散ではなく部族制の再編であったとする説が並存している。

領民酋長制とは，昭成帝の建国二（339）年に置かれた南北二部大人制下の酋長・庶長に起源し，登国（386～）初以来の道武帝の勢力拡大にともない内属した部族を国家が指定した地域に居住させ（「分土定居」），部族長に領民酋長の称号を与え部族の統治を委任するものであった。また，同じく登国初に実施された「部族解散」であるが，この時期は，道武帝がようやく代王になったばかりで四方諸部はおろか自身の基盤である拓跋部の組織すら掌握していない状況であり，強権的にその部民統治権を剥奪するような大規模な「部族解散」および部民の編戸化が行われたとは考えにくい。このことから，「部族解散」とは登国初以降，内属してきた部族を「分土定居」し，道武帝の統率下に再編成したものであったといえる。また三史料からその対象はともに拓跋部以外の「四方諸部」であったことが窺え，中国的な中央集権体制の動きというよりはむしろ，道武帝を君長（可汗）とし，新たな部族連合体を編成することを指向するものであったと理解できる。

第三章では，近年発見された「北魏文成帝南巡碑」（以下「南巡碑」）を『魏書』の記載と比較検討することにより北魏特有の政治機構である内朝について以下の四点から分析を試みている。

一点目は，「南巡碑」にみえる「内阿干」が，『魏書』では「尚書」と書き改められていることから尚書に比すべき存在であったことがわかる。ただ，注意すべきは「内阿干」が尚書の別称ではなく，列曹尚書に比す鮮卑系の官職であったことである。二点目は，「南巡碑」にみえる「内行内小」の検討からこれが『魏書』にみえる中散であったことが明らかとなった。また，「南巡碑」の第一列に「内行内小」が列挙されていることから，この官の皇帝に対する近侍度合いの高さが窺え，この官が貴族子弟の起家官という性格を有していたと考えられる。三点目は，同じく「内都幢将」が「南巡碑」の第一列に挙げられていることから，幢将系禁軍の最高位に位置づけられていたことは確実であり，司衛監がみえないことから，「内都幢将」が幢将系禁軍の長官の一つであったと理解するのが妥当と考えられることである。四点目は，

「南巡碑」に記載されている「羽真」が，一，二品に相当する高貴な階層をあらわす鮮卑語で，かつ鮮卑的爵位であると理解できることである。

第四章では，その画期的な側面を強調的に描かれる傾向があった洛陽遷都について考察を加えている。また遷都の原因追及に関心が集まるなか，その遷都の過程を明らかにすることで，孝文帝が行った一連の改革に再考を加えている。

孝文帝は，文明太后の死後（490年），親政を開始し，王朝の創始者である「太祖」を始祖神元帝（力微）から道武帝へ改定（491年）したことを皮切りに改革を実行する。これは，拓跋部部族連合の象徴としての「河汗」から中国王朝の「皇帝」への移行を意図するものであったと同時に，神元帝の祭祀を紐帯として結束していた拓跋部部族連合の解体をも意味していた。加えて，内朝諸官を廃止し，中国的な官制である門下系諸官の設置と漢人士大夫の任用を行うことで，政権内での北族の影響力を抑制した。また帝室十姓の権限を削減し皇帝を頂点とする体制を確立するために西郊祭天の雑事を省き（492年），洛陽遷都ののちに廃止（494年）した。このような改革のなかで，洛陽遷都は太和十七（493）年に南斉討伐（南伐）という形で実行に移される。この従軍者の構成から孝文帝の弟である献文六王を軸とした孝文帝輔翼体制の指向を見て取ることができる。すなわち洛陽遷都は，北族貴族中心の政治体制を皇帝中心の政治体制に改めるために行われてきた諸改革と軌を同じくするものとして位置づけることができる。

第五章では，道武帝が国号を「魏」と定めたのちも，建国以前の国号である「代」が使用されたことについて，石刻史料等を博捜し，北魏朝下での国号「代」の使用状況，およびその使用の意義に検討を加えている。

北朝の石刻史料等には，国号としての「大代」が散見する。使用状況については，碑記7例・墓誌12例・造像記36例・写経題記11例が確認でき，その使用時期は，北魏初期から東魏西魏の分裂までと長期にわたっている。また，その使用範囲も平城地区だけに止まらず，洛陽・甘粛・陝西地区にひろがっている。また，その使用者は，碑・墓誌では国家・帝室・高官といった北魏の支配者層が中心であり，造像記・写経題記は官僚と庶民が中心であった。このように国号が「魏」に定められたあとも，「代」が国号として使用された背景には，北魏前期に形成された「代人集団」の存在があった。この「代人集団」の形成は，310年に猗盧が西晋懐帝より「代」の地に封建されたさいに，多くの人民を徙し，そこに居住するものを「代人」としたことに始まる。この狙いは，血縁を基盤とする遊牧部族のまとまりを断ち切り，「代」国の一員であるとの意識，すなわち拓跋国家の一員であるとの意識を芽生えさせることにあった。

第六章では，「代人」を出自とする人々が『魏書』をはじめ北朝正史（『北斉書』『周書』『隋書』『北史』等）に継続的に散見することについて，その原因を以下の二点から考察している。

まず一点は，『魏書』が拓跋部を含めた北族支配者集団を「代人」として捉えており，北朝正史も各朝支配者集団を「代人」としているように，「代人」が北魏北朝を通じて為政者集団を構成していたことである。二点目には，族譜の存在が挙げられる。『魏書』は編者である魏収が生きた北斉期の官撰による氏族志的特徴を有しており，北斉における貴族制の再編成と密接な関わりがあった。この出自の認定は唐代に編纂された北朝正史および『貞観氏族志』，『元和姓纂』といった官撰の族譜にも少なからぬ影響を及ぼしている。このようにその出自を「代人」と認定されることが北朝から隋唐を通じて社会的に大きな影響力を有したことが原因であったと考えられる。

Ⅲ

本書の意義について，文献史料と石刻史料との併用，「代人集団」および「代人意識」の成立・確立という二点から評者の思うところを述べたい。

まず一点目についてであるが，この問題は近年における魏晋南北朝史研究の大きな課題の一つといえる。この課題について本書は，近年徐々にではあるがその実態を明らかにしつつある北朝の石刻史料[2]を使用し，一般民衆にも自らの帰属を「代」に求める意識が存在したことを明らかにしている。中国の正史に取りあげられるのはごく限られた歴史事象のみであり，史料の限られた魏晋南北朝史研究においてはよりこの傾向が顕著である。このような研究状況において北朝石刻史料が提示してくれる内容はきわめて重要であり，文献史料と石刻史料とを併用して郷里社会の状況を明らかにした本書の意義は大きい。

つぎに二点目であるが，評者はここが本書第一の特色であると考える。なぜなら本書で著者が示す「意識」的な「集団」である「代人」が成立・変遷し，門閥社会において出自をあらわす指標と変化し隋唐へと受け継がれていく過程は，魏晋南北朝時代を理解する大きな鍵となる貴族制の成立と密接な関わりがあると考えられるからである。また，漢人であっても長らく代国に所属することで「代人」となることができたという指摘は興味深い。このことは，従来，地縁的関係，ないしは血縁的関係から考察が加えられてきた貴族制理解に「意識」的な「集団」という関係性が成立する可能性を示唆している[3]。この意味において本書は，北魏胡族体制の実態解明という視点から，魏晋南北朝史研究全体に新たな可能性を提示するものであるということができる。

しかし，川本芳昭氏が『魏書』に散見する北人，南人，旧人，新人といった用語について，「「北人」の中にも「新人」，「旧人」の別があり」[4]と，これら意識的な用語の境界が曖昧，かつ多義的な意味合いをもつことを指摘しているように，「意識」の実体を捉える作業は極めて困難をともなう。ゆえにその「意識」をいかに捉えるかは本書最大のポイントとなる。

そこでこの問題点をより鮮明にするために，本書で扱われた「代人」についてみてみると，①北魏為政者としての「代人」。洛陽遷都のさいに南遷し，「河南洛陽人」となった集団。(①′北族エリートとして『魏書』に描かれた「代人」)。②洛陽遷都のさいに北辺に残留し，「姓族詳定」以降，中・下層に位置づけられた「代人」。(②′『魏書』のなかで，魏收が侮蔑の意図をもって記した「代人」)。③北辺残留者で，北朝の為政者となった「代人」。隋唐の為政者へと続いていく集団。(③′北朝正史において「代人」と記された)。④『魏書』で「代人」と記され，唐代に編纂された官譜において由緒正しい家柄であるとの証明として「代人」と認定された，北朝系官僚の出自の指標となった「代人」の四つの段階に区分できる。確かに代国に起源をもつ為政者集団としての「代人」が代国から隋唐を通じて存在したことは著者の述べる通りであろう。しかし，①と②③は同じく代国に起源する「代人」ではあるが，洛陽遷都・姓族詳定によって対立関係にあったと思われ，両者の帰属意識としての「代人」意識が同一であったとは考えにくい。また，「代人」には，①②③の「実体」をもった「代人」と，①′②′③′の文献のなかで「意識」的「集団」として描かれた「代人」が存在しており，文献に描かれた「代人」集団が当事者の意識のなかで存在したかという点についても若干の疑問が残る。例えば，『魏書』に描かれた「代人」意識と，北魏社会における「代人」意識についてであるが，北斉という時代背景をもとに北斉貴族制の再編を意図して編纂された『魏書』が描く「代人」意識から北魏の「代人」意識を見出すことはできるのであろうか。これは編纂者の意図が介在する文献史料から「実体」としての「意識」を抽出するうえで留意すべき点であると考える。

また，先にあげた出土史料中にみえる一般民衆の「代」人意識との関わりから一言を加えると，この「代人」意識に対する理解はより複雑なものとなる。なぜなら文献史料中に顕著にみられる，門閥社会のなかでおもに為政者集団を中心に確立していく出自の指標としての「代人」意識と，像造記・写経といった出土史料にみえる一般民衆の自らが属する国家を「代」と認識し叙述することによってうまれた「代人」意識とでは，明確な差異が存在すると思われるからである。またこの差異は文献と石刻という史料の性格の違いにも起因するものであり，その使用にあたり明確に区別する必要があると思われる。

最後に今後の魏晋南北朝史研究における本書の意義について貴族制という点からふれておきたい。現在，学界では貴族・貴族制という概念に対していまだ共通の認識があるとは言い難い。そんななか，「代人」という意識に着目し，隋唐の貴族へと変化していくエリート集団としての「代人」集団の解析を試みた本書の視点は注目に値する。魏晋南北朝時代における貴族制の成立と変遷，および隋唐の貴族が自他共に貴族として認識され再生産されるにいたる契機を再考するうえでも「意識」という問題を提起した本書の意義は大きい。

以上，「意識」とは極めて捉えにくい存在であるが，この「意識」の解明こそが，今後の魏晋南北朝史研究の展望に示唆を与えてくれるのではなかろうか。

注

1．谷川道雄「北魏研究の方法と課題」(『名古屋大学文学部研究論集』32号，1964年)。

2．代表的なものに研究代表者・佐藤智水『4～6世紀における華北石刻史料の調査・研究』(平成13年度～16年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1) 研究成果報告書，2005年）などがある。

3．中村圭爾氏（『魏晋南北朝における血縁的および地縁的結合の歴史的関係の研究』平成17・18年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2) 研究成果報告書，2007年）は，血縁的関係ないしは地縁的関係のどちらかをその成立の契機として強調するのではなく，この両者の相互補完的な関係から貴族制に再考を加えており，本書で著者が提示している「意識」的集団の問題とともに今後の魏晋南北朝史研究の新たな可能性を示唆するものであるといえる。

4．川本芳昭「北魏時代における所謂良奴制の成立－良の問題を中心として見た」(初出1987年，のち同氏『魏晋南北朝時代の民族問題』汲古書院，1998年，第3篇第1章「北魏における身分制について」として改編収載)。

（北海道大学大学院文学研究科，2007年，225＋14頁）